

随意契約理由書

工事名 安威川ダム 止水対策工事

本工事は、安威川ダムの基礎処理工等の止水対策工事を行うものである。基礎処理とは、湛水時の止水対策として、ダム基礎地盤における貯水池外への水みちとなる恐れのある箇所の遮水性改良を行うものである。

安威川ダム建設工事においては、平成 26 年から現地作業に着手し、令和 2 年から基礎処理工のカーテングラウチングを開始した。現在、左岸リム部およびアバット部、河床部については、概ね改良が完了したところである。

基礎処理工は、事前調査のほか工事中に採取したコアの観察や透水試験の結果により、ダム基礎地盤の地質特性や透水性の評価を行い、これに基づき改良を行うものである。左岸より順次評価をしていく中で、特に右岸アバット部において当初の想定以上に高透水である箇所が確認されたため、新たに追加の改良が必要となった。

また、その他止水対策として、水みちとなる恐れのある箇所における仮排水路トンネルの閉塞作業等も合わせて実施する必要がある。

1. 上記の経過により本工事では、右岸アバット部におけるダム基礎地盤の高透水部の改良等の止水対策を行うため、安威川ダム建設工事中に評価した地質特性や改良傾向等を十分に把握し施工する必要がある。

本工事は安威川ダム建設工事で施工する部分と密接不可分の関係にあり、安威川ダム建設工事の施工者以外が施工した場合、湛水中に浸透流等による異常が発生した時の責任の所在が不明確となる。(2号)

2. 本工事で基礎処理工を施工する監査廊や仮排水路トンネル等は、狭小かつダム建設工事等の作業が輻輳する状況である。同一施工者に施工させることで現場内の錯綜を抑えて安全を確保し、施工を迅速に進めることが可能である。(6号)

3. 本工事と一体的に現場管理をさせることで現場管理費用等の縮減が図られる。(6号)

上記のことから、本工事は「安威川ダム建設工事で施工する部分と密設不可分の関係であり、その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき(2号)」及び、「現に契約履行中の工事に直接関連する契約を現に履行中の契約者以外の者に履行させることが不利である場合(6号)」に該当するため地方自治法施行令 167 条の 2 第 1 項第 2 号に基づき現在、「安威川ダム 建設工事」にて施工を行っている、「大林組・前田建設工業・奥村組・日本国土開発特定建設工事共同企業体」との随意契約を行うものである。また、以上のことから特定の者でなければ履行できないため、大阪府財務規則の運用第 62 条関係第 2 項第 1 号に基づき比較見積を省略する。